



優良住宅部品認定基準

Certification Standards for Quality Housing Components

内窓

Inner Windows

BLS WDU:2019

2019年7月19日公表・施行

一般財団法人 **ニゴ-リビ-ン**

目 次

優良住宅部品認定基準

内窓

- I. 総則
 - 1. 適用範囲
 - 2. 用語の定義
 - 3. 部品の構成
 - 4. 材料
 - 5. 施工の範囲
 - 6. 寸法
- II. 要求事項
 - 1 住宅部品の性能等に係る要求事項
 - 1.1 機能の確保
 - 1.2 安全性の確保
 - 1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保
 - 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保
 - 1.2.3 健康上の安全性の確保
 - 1.2.4 火災に対する安全性の確保
 - 1.3 耐久性の確保
 - 1.4 環境に対する配慮
 - 1.4.1 製造場の活動における環境配慮
 - 1.4.2 内窓のライフサイクルの各段階における環境配慮
 - 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮
 - 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮
 - 1.4.2.3 施工時における環境配慮
 - 1.4.2.4 使用時における環境配慮
 - 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮
 - 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮
 - 2 供給者の供給体制等に係る要求事項
 - 2.1 適切な品質管理の実施
 - 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保
 - 2.2.1 適切な品質保証の実施
 - 2.2.2 確実な供給体制の確保
 - 2.2.3 適切な維持管理への配慮
 - 2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮
 - 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮
 - 2.2.4 確実な維持管理体制の整備
 - 2.2.4.1 相談窓口の整備
 - 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等
 - 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理
 - 2.3 適切な施工の担保
 - 2.3.1 適切なインターフェースの設定
 - 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保
 - 3 情報の提供に係る要求事項
 - 3.1 優良住宅部品としての使用範囲に関する情報提供
 - 3.2 基本性能に関する情報提供
 - 3.3 使用に関する情報提供
 - 3.4 維持管理に関する情報提供
 - 3.5 施工に関する情報提供
- III. 附則

優良住宅部品認定基準 内窓

I. 総則

1. 適用範囲

住宅の外窓の内側に取付く窓で、より良い社会の実現を先導する特長（環境の保全に寄与）を有するものに適用する。

2. 用語の定義

- a) 内窓：外窓の内側に取付く、枠、戸及びガラスで構成される窓をいう。
- b) 二重窓：外窓の内側に内窓を取付け、二重となった窓をいう。
- c) 戸：扉、障子等の可動部分をいう。
- d) 製造場：部品及びそのパーツを製造する場所を示す。自社工場はもとより他社の工場において製造した部品及びそのパーツについてもそれぞれ製造された場所が製造場となる。
- e) 取替えパーツ：将来的に交換が可能な構成部品若しくはその部分又は代替品をいう。
- f) 消耗品：取替えパーツの内、耐用年数が短いもので、製品本体の機能・性能を維持する為に交換することを前提としているもの。
- g) メンテナンス：製品の利用期間中にわたり、その機能・性能を維持・保守する行為をいう。計画的な維持・保守に加え、製品の破損・故障に対する緊急補修や、クレーム処理などをその範囲に加える。
- h) インターフェイス：他の住宅部品、住宅の躯体等との取り合いをいう。

3. 部品の構成

a) 構成部品

1) 構成部品は、表-1及び表-2を対象とする。

表-1 構成部品 (1)

開閉形式	構成部品名	構成の別(注)	備考
共通	枠材 (上枠、下枠、縦枠)	●	
	小ねじ、タッピンねじ又はボルト類	●	
	ガラス	●	
	気密材	●	
	たて骨	△	
	中骨	△	
	方立	△	
	無目	△	
	たて棧	△	
	中棧	△	
	押縁	△	
	格子・組子	△	
	エッジ材	△	
	額縁	△	
	把手	△	
	木ねじ、ステーブル又はリベット類	△	
	セッティングブロック	△	
	シーリング材またはガスケット	△	

注) 構成の別

● : (必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△ : (選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

表-2 構成部品 (2)

開閉形式		構成部品名	構成の別 (注)	備考
引き	引違い 片引き 引分け	戸車	●	
		クレセント	△	
		ロック付きクレセント	△	
		引手	△	
		はずれ止め	△	
		戸当り	△	
		彫込み引手	△	
開き	内倒し	ヒンジアーム	●	
		トップラッチ	△	
		マグネットキャッチ	△	
		把手	△	
	内開き	丁番	●	ピボットヒンジ又はフリクシヨンス テーの場合は不要とする
		ピボットヒンジ	△	
		フリクシヨンスター	△	
		カムラッチ	△	
		マグネットキャッチ	△	
		アーム	△	
		把手	△	
		グレモン締り	△	
		ストッパー機構	△	
	内開きドア	丁番	●	ピボットヒンジ又はフリクシヨンス テーの場合は不要とする
		握玉又はレバーハンドル空錠	●	マグネットキャッチ・把手の場合は 不要とする
		ピボットヒンジ	△	
		フリクシヨンスター	△	
		マグネットキャッチ	△	
		把手	△	
		グレモン締り	△	
		ストッパー機構	△	
フランス落とし	△			
FIX (固定)	—	—		

注)構成の別

●：(必須構成部品) 住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

△：(選択構成部品) 必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなく

4. 材料

a) 構成部品の材料

必須構成部品及び選択構成部品に使用する材料は、該当する JIS 等の規格名称を明確にしたもの、又は、これらと同等の仕様・性能を有していることを証明したものを対象とする。

b) ガラス

ガラスは、JIS 製品、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

c) シーリング材及びガスケット

ガラス押えに用いるシーリング材及びガスケットは、JIS 製品、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。

d) セッティングブロック

- 1) セッティングブロックは、エチレン-プロピレンゴム、クロロプレンゴム、シリコーンゴム、ポリ塩化ビニル及びアルミニウム型材、又はこれらと同等の仕様・性能を有していることを証明されたものを対象とする。
- 2) ガラス押えに用いるシーリング材がシリコーンシーラントで、セッティングブロックと接触する場合は、耐シリコーンタイプと証明されたものを対象とする。

5. 施工の範囲

構成部品の施工範囲は、原則として次による。

- a) 枠の額縁等への固定
- b) 戸の吊り込み
- c) ガラスのはめ込み及び固定
- d) 必須構成部品の調整・検査
- e) 選択構成部品の取付け及び調整・検査

6. 寸法

a) 寸法公差

製品に対する寸法公差は、JIS A4706:2015「サッシ」によるものを対象とする。

b) 寸法要件

幅及び高さは、外窓の額縁等の開口に対応できるものを対象とする。

II. 要求事項

1 住宅部品の性能等に係る要求事項

1.1 機能の確保

a) 気密性

気密性は、JIS A4706:2015「サッシ」に定める所定の等級のいずれかに適合し、その等級を明確にすること。

b) 断熱性

断熱性は、外窓と合せて二重窓とした時の内窓による熱貫流抵抗の増分が所要のものであること。

c) 遮音性

遮音性は、所定の遮音性（音響透過損失）を有し、その性能を明確にすること。

d) 開閉力

開閉力は、通常ので力で円滑に操作できること。

- e) 操作部の操作性
 - 1) マグネットキャッチ、クレセント、ハンドル等の施錠部は、円滑に操作できること。
 - 2) 把手等は、開閉しやすい形状を有していること。
 - 3) 引違いは、内側の障子が先に室内側に取り外せること。
 - 4) 引違いの内外障子は、やり返しができること。ただし、把手が取付く場合及び3枚障子以上の引違いの場合はこの限りではない。
 - 5) 内倒しは、外窓を清掃するために適切な開口が取れること。
 - 6) FIX（固定）は、外窓を清掃するために取外しができること。
- f) ガラス溝
 - ガラス溝の大きさ（面クリアランス、エッジクリアランス、及び掛り代）は適切であること。

1.2 安全性の確保

1.2.1 機械的な抵抗力及び安定性の確保

- a) 耐薬品
 - プラスチック材は、一定の耐薬品性を有していること。なお、除去できない薬品がある場合には、取扱説明書等に明記し説明されていること。
- b) 枠の取付け方法
 - 1) 枠の取付けに使用するねじは、JIS 製品又はこれと同等の仕様・性能を有していることが証明されたものとし、所定の取付け間隔及び取付け位置であること。
 - 2) 枠の取付けに使用するステーブルは、JIS 製品又はこれと同等の仕様・性能を有していることが証明されたものとし、所定の取付け間隔及び取付け位置であること。

1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保

- a) 形状、加工の安全
 - 通常の使い方での開閉時に指をはさむ又はケガをする等の危険がないこと。
- b) 仕上がりの安全
 - 人の触れるおそれのある箇所は、バリ、メクレ、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。

1.2.3 健康上の安全性の確保

- a) ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策が施されていること。

(1.2.4 火災に対する安全性の確保)

1.3 耐久性の確保

- a) 耐久性
 - 1) 耐久性を損なうことがないように措置されていること。
 - 2) 開閉耐久性
 - 開閉耐久性は、所定の回数開閉を繰り返した後も異常なく開閉し、使用上支障がないこと。

1.4 環境に対する配慮

1.4.1 製造場の活動における環境配慮

製造場における活動が環境に配慮されたものであること。

1.4.2 内窓のライフサイクルの各段階における環境配慮

ライフサイクルの各段階における環境配慮は、次の項目に適合すること。

1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮

環境負荷の低減に資する材料が調達され、又は環境負荷の低減に資するように配慮して材料が生産・製造されているなど、その内容を明確にすること。

1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮

製造及び出荷の際並びに流通させる際に、省エネルギー化を図るなど、製造・流通時における環境配慮の取組み内容を明確にすること。

1.4.2.3 施工時における環境配慮

施工する際に、環境負荷が増大しない方法で施工できるよう配慮するなど、施工時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.4 使用時における環境配慮

使用する際に、省エネルギー化、低騒音化、汚染物質の排出抑制が図られるよう配慮するなど、使用時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮

更新する際に、互換性を確保すること等により、更新を行う施工者が適切かつ簡便に更新できるよう配慮し、取外しの際、環境負荷が増大しない方法で取外しができるよう配慮するなど、更新・取外し時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮

適切にリサイクルや廃棄ができるよう配慮するなど、処理・処分時における環境配慮の取組みの内容を明確にすること。

2 供給者の供給体制等に係る要求事項

2.1 適切な品質管理の実施

ISO9001、JIS Q 9001 又は同等の品質マネジメントシステムにより生産管理されていること。

2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保

2.2.1 適切な品質保証の実施

a) 保証書等の図書

無償修理保証の対象及び期間を明記した保証書又はその他の図書を有すること。

b) 無償修理保証の対象及び期間

無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能に係る瑕疵（施工の瑕疵を含む。）に応じ、2年以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。

<免責事項>

- 1 住宅用途以外で使用した場合の不具合
- 2 ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合
- 3 メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合
- 4 メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動・分解などに起因する不具合
- 5 建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象
- 6 海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合
- 7 ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合
- 8 火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合

2.2.2 確実な供給体制の確保

製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。

2.2.3 適切な維持管理への配慮

2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮

使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品であること。

2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮

- a) 構成部品において、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。
- b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。
- c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換の頻度・時期を明らかにすること。
- d) 部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。

2.2.4 確実な維持管理体制の整備

2.2.4.1 相談窓口の整備

- a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。
- b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を実施していること。

2.2.4.2 維持管理の体制の構築等

維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。

2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理

維持管理の実施状況等について、適切に情報を管理できるようになっていること。

2.3 適切な施工の担保

2.3.1 適切なインターフェイスの設定

他の住宅部品、建築構造体等とのインターフェイスが適切であること。

2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保

適切な施工方法・納まりが明確になっているとともに、施工上の注意点、禁止事項が明らかとなっていること。

3 情報の提供に係る要求事項

3.1 基本性能に関する情報提供

内窓に関する機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報項が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、提供されること。

3.2 使用に関する情報提供

内窓の使用についての情報をわかりやすく記載した取扱説明書、及び保証書が所有者に提供されること。

3.3 維持管理に関する情報提供

内窓の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、カタログその他の図書及びホームページにより、維持管理者等に提供されること。

3.4 施工に関する情報提供

少なくとも次の事項を記載した施工説明書が施工者に適切に提供されること。

- a) 「2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報が、わかりやすく表現されている施工説明書により、施工者に提供されること。
- b) 品質保証に関する事項を記載した施工説明書が施工者に提供されること。

Ⅲ. 附則

1. この認定基準（内窓 BLS WDU:2019）は、2019年7月19日から施行する。
2. この認定基準の施行に伴い、改正前の認定基準（内窓 BLS WDU:2018）は廃止する。
3. この認定基準の施行の日に、既に改正前の認定基準に従って認定又は変更の準備を行っていた者については、この認定基準の施行の日から3か月を超えない日までは、改正後の認定基準を適用しないものとする。
4. この認定基準の施行の日以前に、既に改正前の認定基準に従って優良住宅部品認定規程第16条第1項の認定を受けており（3.により施行の日以後に改正前の認定基準を適用して認定を受けた場合を含む。）、かつ、認定が維持されている優良住宅部品に係る認定基準は、優良住宅部品認定規程第28条第1項の期間内においては、改正前の当該認定基準を適用する。

優良住宅部品認定基準 内窓

解 説

この解説は、「優良住宅部品認定基準（内窓）」の改正内容等を補足的に説明するものである。

I 今回の改正内容

- a) 引用 JIS 規格の更新

II 基準改正の履歴

【2018年12月7日公表・施行】

- a) 引用する JIS 規格年度の更新

【2017年12月12日公表・施行】

- a) 引用する JIS 規格年度の更新

【2016年4月15日公表・施行】

- a) 開閉繰り返し試験の引用 JIS の変更
- b) 優良住宅部品としての使用範囲に関する情報提供の削除
- c) 引用 JIS 規格年度の更新

【2013年4月15日公表・施行】

- a) 引用 JIS 規格年度の更新

【2012年3月30日公表・施行】

- a) 情報提供の改正

【2010年5月28日公表・施行】

- a) 情報提供の改正